（特定身体障害者の雇入れに関する計画）

第十四条　第九条から第十一条までの規定は、法第四十八条第七項の特定身体障害者の雇入れに関する計画について準用する。この場合において、第九条第一項第二号中「労働者」とあるのは「特定職種ごとの労働者（法第四十三条第三項に規定する短時間労働者を除く。以下この項において同じ。）」と、「対象障害者」とあるのは「令第十一条に定める特定身体障害者の範囲に該当する者」と、同項第三号中「対象障害者である」とあるのは「令第十一条に定める特定身体障害者の範囲に該当する者である」と、「労働者」とあるのは「特定職種ごとの労働者」と、「対象障害者の数」とあるのは「令第十一条に定める特定身体障害者の範囲に該当する者の数」と、同項第四号中「労働者」とあるのは「特定職種ごとの労働者」と、「対象障害者」とあるのは「令第十一条に定める特定身体障害者の範囲に該当する者」と読み替えるものとする。

（障害者雇用推進者の選任）

第三十七条　国及び地方公共団体の任命権者（委任を受けて任命権を行う者を除く。第四十条第二項及び第三項において同じ。）は、法第七十八条第一項各号に掲げる業務を遂行するために必要な知識及び経験を有していると認められる者のうちから当該業務を担当する者を障害者雇用推進者として選任するものとする。

2　前項の規定は、法第七十八条第二項の規定による事業主における障害者雇用推進者の選任について準用する。この場合において、「法第七十八条第一項各号」とあるのは「法第七十八条第二項各号」と読み替えるものとする。

（法第七十九条第一項及び第二項の厚生労働省令で定める数等）

第三十八条　法第七十九条第一項及び第二項の厚生労働省令で定める数は、五人とする。

2　（略）

（法第七十九条第一項及び第二項の厚生労働省令で定める資格）

第三十九条　法第七十九条第一項の厚生労働省令で定める資格を有する職員は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一～四　（略）

五　前各号に掲げる者に準ずる者

2　前項の規定は、法第七十九条第二項の厚生労働省で定める資格を有する労働者について準用する。

（障害者職業生活相談員の選任）

第四十条　法第七十九条第一項及び第二項の規定による障害者職業生活相談員の選任は、障害者職業生活相談員を選任すべき事由が発生した日から三月以内に行わなければならない。

2　国及び地方公共団体の任命権者並びに事業主は、障害者職業生活相談員を選任したときは、遅滞なく、次の事項を記載した届書を、次項に定める者に提出するものとする。

一　障害者職業生活相談員の氏名

二　障害者職業生活相談員として選任するために必要な資格を有することを明らかにする事実

三　当該事業所の職員又は労働者の総数及び当該職員又は労働者のうちの法第七十九条第一項に規定する障害者（次条及び第四十二条第一項において「障害者」という。）の数

3　前項の届出は、次に掲げる区分に応じ、当該区分に定める者に提出するものとする。

一　国及び都道府県の任命権者　厚生労働大臣

二　市町村及び第四条の十二に規定する特別地方公共団体（第四十六条第一項において「市町村等」という。）の任命権者　当該事業所の所在地を管轄する都道府県労働局の長

三　事業主　当該事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長

（特定身体障害者の雇入れに関する計画）

第十四条　第九条から第十一条までの規定は、法第四十八条第五項の特定身体障害者の雇入れに関する計画について準用する。この場合において、第九条第一項第二号中「労働者」とあるのは「特定職種ごとの労働者（法第四十三条第三項に規定する短時間労働者を除く。以下この項において同じ。）」と、「対象障害者」とあるのは「令第十一条に定める特定身体障害者の範囲に該当する者」と、同項第三号中「対象障害者である」とあるのは「令第十一条に定める特定身体障害者の範囲に該当する者である」と、「労働者」とあるのは「特定職種ごとの労働者」と、「対象障害者の数」とあるのは「令第十一条に定める特定身体障害者の範囲に該当する者の数」と、同項第四号中「労働者」とあるのは「特定職種ごとの労働者」と、「対象障害者」とあるのは「令第十一条に定める特定身体障害者の範囲に該当する者」と読み替えるものとする。

（障害者雇用推進者の選任）

第三十七条　事業主は、法第七十八条第一項各号に掲げる業務を遂行するために必要な知識及び経験を有していると認められる者のうちから当該業務を担当する者を障害者雇用推進者として選任するものとする。

（新設）

（法第七十九条第一項の厚生労働省令で定める数等）

第三十八条　法第七十九条第一項の厚生労働省令で定める数は、五人とする。

2　（略）

（法第七十九条第一項の厚生労働省令で定める資格を有する労働者）

第三十九条　法第七十九条第一項の厚生労働省令で定める資格を有する労働者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一～四　（略）

（新設）

（障害者職業生活相談員の選任）

第四十条　法第七十九条第一項の規定による障害者職業生活相談員の選任は、障害者職業生活相談員を選任すべき事由が発生した日から三月以内に行わなければならない。

2　事業主は、障害者職業生活相談員を選任したときは、遅滞なく、次の事項を記載した届書を当該事業所の所在地を管轄する公共職業安定所（その公共職業安定所が二以上ある場合には、厚生労働省組織規則第七百九十二条の規定により当該事務を取り扱う公共職業安定所とする。）の長に提出するものとする。

一　障害者職業生活相談員の氏名

二　障害者職業生活相談員として選任するために必要な資格を有することを明らかにする事実

三　当該事業所の労働者の総数並びに当該労働者のうちの法第七十九条第一項に規定する障害者（次条及び第四十二条において「障害者」という。）の数

（新設）